

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分(平二十七・四・一以後終了事業年度分(平二十六・十・一前開始事業年度分))

御注意

1 期末の資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人のうち、次の①から③までのいずれかの場合、この表の「非中小法人等」に該当する非中小法人等、相互会社、投資法人、特定目的会社及び受託法人を除きます。
① 株式及び出資の全部をいずれかの法人が有するものとき、みなしたときにその7に規定する完全支配関係があることとなる法人に該当する場合は、この表の上段の「非中小法人等」を○で囲みます。
② 資本金の額は出資金の額が五億円以上である法人。
③ 法人税法第4条の7に規定する受託法人(2)において「受託法人」といいます。
④ 相互会社。
⑤ 一般社団法人等又は人格のない社団等(1)に該当する非中小法人等、相互会社、投資法人、特定目的会社及び受託法人を除きます。
2 「30」から「32」までの各欄は、期末の資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下の法人、資本若しくは出資を有しない法人、一般社団法人等又は人格のない社団等(1)に該当する非中小法人等、相互会社、投資法人、特定目的会社及び受託法人を除きます。
当する場合に記載します。

Header information form including: 平成 年 月 日, 税務署長殿, 事業種目, 納税地, 法人名, 代表者自署押印, 住所, 青色申告, 整理番号, 事業年度(至), 売上金額, 申告年月日, 申告区分, 庁指定, 局指定, 指導等区分, 通信日付印, 確認印, 省略, 直前事業年度処理, 年 月 日.

平成 年 月 日

平成 年 月 日

事業年度分の 申告書

(中間申告の場合 平成 年 月 日) (中間申告の計算期間 平成 年 月 日)

Checkboxes for: 翌年以降送付要否, 要, 否, 適用額明細書提出の有無, 有, 無, 税理士法第30条の書面提出有, 税理士法第33条の2の書面提出有.

Table with 5 columns: 所得金額又は欠損金額 (別表四「47」の①), 法人税額 (36)又は(37), 法人税額の特別控除額, 差引法人税額 (2)-(3), 課税土地譲渡利益金額 (別表三(二)「24」+別表三(二)「25」+別表三(三)「20」), 課税留保金額 (別表三(一)「37」), 法人税額計 (4)+(5)+(7)+(9), 控除税額 (10)-(11)-(12), 中間申告分の法人税額, 法人税額の計算 (1)-(14), 土地譲渡税額 (別表三(二)「27」), 控除税額 (別表六(一)「6」の③), 外国税額 (別表六(二)「16」), 控除した金額 (12), 控除しきれなかった金額 (43)-(44).

Table with 5 columns: 所得税額等の還付金額 (45), 中間納付額 (14)-(13), 欠損金の繰戻しによる還付請求税額, 計 (16)+(17)+(18), 所得金額又は欠損金額, 課税土地譲渡利益金額, 課税留保金額, 法人税額, 還付金額, この申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額 ((15)-(23)若しくは((15)+(24))又は((24)-(19))), 欠損金又は災害損失金等の当期控除額 (別表七(一)「4」の計+別表七(二)「9」若しくは「12」又は別表七(三)「10」), 翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金 (別表七(一)「5」の合計), この申告の正る等の当期控除額, 翌期へ繰り越す欠損金又は災害損失金, (30)の15%相当額, (31)の25.5%又は23.9%相当額, 法人税額 (34)+(35), 法人税額 ((33)の25.5%又は23.9%相当額), 土地譲渡税額 (別表三(三)「23」), 剰余金・利益の配当 (剰余金の分配)の金額, 還付を受ける金融機関等, 銀行, 本店・支店, 郵便局名等, 口座番号, ゆうちょ銀行の貯金記号番号.

残余財産の最後の分配又は引渡しの日 平成 年 月 日 決算確定の日 平成 年 月 日

税理士 署名押印